

平成22年度第2回 三重県環境審議会 議事録

(岡村室長)

大変お待たせいたしました。

ご案内の時間がまいりましたので、ただいまから平成22年度第2回環境審議会を開催させていただきます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、環境森林総務室長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今回の三重県環境審議会は、昨年10月の任期満了後、初めての会議開催にあたります。そこで、開会に先立ちまして、委員の皆様をご紹介させていただきたいと存じますが、今回委員としてご就任いただきました皆様につきましては、お配りさせていただきました名簿のとおりとなっております。30名の方にご就任いただきました、ありがとうございます。お世話になります、よろしくお願いいたします。

今回から新たにこの審議会にご就任いただきました7名の方々につきまして、ご紹介させていただきます。

順次ご紹介申し上げますので、恐縮ですがマイクをお持ちになって、簡単な自己紹介等をお願いいたします。それでは五十音順でお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、J A津安芸 経営管理委員の青木美江子様でございます。

(青木(美)委員)

みなさんこんにちは。私は昨年の6月からJ A津安芸の経営管理委員になりました。何も至りませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

(岡村室長)

ありがとうございました。

続きまして、三重県消費者団体連絡協議会 理事の池田千慧子様でございます。

(池田委員)

池田でございます。本当に私、いち消費者っていうだけで何もわからないですけども、参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(岡村室長)

ありがとうございました。

続きまして、三重大学地域イノベーション学研究科 准教授の市原佐保子様でございます。

(市原委員)

はじめまして、市原と申します。三重大学に文理融合ということで、内田先生のお力で、昨年、地域イノベーション学研究科という新しい大学院大学が創られまして、その准教授を務めさせていただいております、市原と申します。よろしくお願いいたします。

(岡村室長)

ありがとうございました。
続きまして、公募委員の木村京子様でございます。

(木村(京)委員)

木村でございます。よろしくお願いいたします。
環境には非常に関心がありますけれども、審議会というのは不慣れでございますので、よろしくお願いいたします。

(岡村室長)

ありがとうございました。
続きまして、三重弁護士会推薦弁護士の木村夏美様でございます。

(木村(夏)委員)

三重弁護士会所属の弁護士の木村夏美です。三重弁護士会では、公害対策環境保全委員会にも所属しておりますので、よろしくお願いいたします。

(岡村室長)

ありがとうございました。
続きまして、公募委員の吉岡正之様でございます。

(吉岡委員)

吉岡と申します、よろしくお願いいたします。
専門というわけではないんですけれども、環境マネジメントとか監査ということで、一応基礎づくりをしましたので、よろしくお願いいたします。

(岡村室長)

ありがとうございました。
この度、新しく就任された方でもう1人、桜美林大学の藤倉まなみ様がいらっしゃいますが、今日は都合によりまして、ご欠席ですので省略させていただきます。
その他、ご欠席の委員様につきまして事務局の方からご説明させていただきます。名簿をご覧ください。上から5人目の井ノ口輔伸様、そこから6段下の川岸光男様、その2つ下の佐藤均様、それから7つ下の藤倉まなみ様、それから4つ下の吉川秀治様の5名の方が欠席ということでございます。
それでは会議に先立ちまして、三重県環境森林部部長の辰己よりご挨拶申し上げます。

(辰己部長)

皆様、こんにちは。日頃は、県情勢とりわけ環境情勢の推進につきまして、格別のご支援とご協力をいただいております。ありがとうございます。
皆様におかれましては、三重県環境審議会委員にご就任いただくとともに、大変お忙しい中、平成22年度第2回になりますが、環境審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

ございます。重ねて御礼を申し上げます。

さて、三重県環境審議会でございますが、これは国の環境基本法に基づきまして、県の環境保全に関する基本的事項を調査する機関として設置しております。

これまで、委員の皆様方に本県の環境に関する様々な課題につきましてご審議いただいているところでございます。

今回は、昨年10月の任期満了後初めての審議会開催となりまして、新しい委員の皆様にも就任いただいております。新たにご就任いただきました委員の皆様、そして引き続き、ご就任いただいております皆様、どうぞ忌憚のないご意見をくださいますようお願いいたします。

また、広く県民の皆様が開かれた環境行政を進めるということで、環境審議会におきましても今回3名の公募委員の皆様にご就任いただいております。委員の皆様のご理解・ご協力のもと、本審議会における審議がより一層充実のものとなりますよう期待する次第でございます。

さて、本日も審議いただきます内容につきましては、事項書にもございますが、まず本県からお諮りさせていただく案件といたしまして、(1)第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について、(2)水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定につきまして、新たに諮問させていただくこととしておりますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

また、報告案件といたしまして、(3)三重県環境基本計画、(4)三重県廃棄物処理計画、(5)三重県地球温暖化対策実行計画、これらにつきまして、各部会での審議内容をご説明させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本県の案件につきまして委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(岡村室長)

ありがとうございました。続きまして、議事進行に関しましてお願いがございますので、ご説明申し上げます。

まず、傍聴の方へのお願いでございます。傍聴の方におかれましては、事前に配布させていただきました傍聴要領に従いまして、審議を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

続きまして、委員の皆様へのお願いでございます。ご発言いただく際は、お手数をおかけいたしますが、事務局がマイクをお持ちいたしますので、マイクを通してご発言いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の委員のご出席者数について、ご報告申し上げます。本日もご出席いただいておりますのは、25名でございます。三重県環境審議会条例第5条第2項に規定する定足数に達しておりますので、本審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、今回の三重県環境審議会は、先ほどご案内申し上げましたとおり、皆様の任期満了後、初めての開会ということになりますので、会長及び副会長の選任をお願いしたいと存じます。

会長、副会長の選任につきましては、条例で委員の皆様にご互選をいただくと定められて

おります。

そこで、大変恐縮ではございますが、私ども事務局の提案といたしまして、会長には、内田淳正様、副会長には、青木民夫様、馬岡晋様が、引き続き委員としてご就任いただいておりますので、会長、副会長につきましても、引き続き、ご就任いただきたくことをご提案申し上げたいと存じますが、いかがでしょうか。

(意義なしの声、拍手あり)

(岡村室長)

ありがとうございます。

それでは、会長、副会長様には、大変お世話をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。内田様、青木様、馬岡様におかれましては、会長席、副会長席にお移りいただくようお願い申し上げます。

それでは、本日の議題につきましてご説明申し上げます。本日ご審議いただきます案件は、事項書にございますとおり、諮問案件が2件、報告案件が3件の計5件となっております。

なお、審議会の議事進行につきましては、条例第5条におきまして、会長が議長となると定められております。そこで、ここからは、内田会長様に議事進行をお願いしたいと存じます。

内田様、よろしくお願ひいたします。

(内田会長)

それでは、議事を進めてまいりたいと思っておりますけれど、7名の新任の委員、以前に比べてみますと、今回はお若い方が多いようでございますし、随分新鮮な感じを受けますね。

今日は、中々重たい議題が5つほどございますので、少し時間がかかるかもしれませんが、できるだけ迅速に議事を進めていきたいと思っております。予定では16:00頃までには終了したいと、こういうふうに考えております。ぜひよろしくご協力のほど、お願ひしたいと思っております。

それは、でも、皆さん方の活発な意見をお願いしたいということでございまして、意見を言うなということではございませんので、十分ご理解をお願いいたします。

早速、事項書に従いまして、議題1「第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について」でございます。

まずは、このことについて、事務局から説明をお願いします。

(渡辺室長)

水質改善室の渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。

資料1「第7次水質総量規制に係る総量削減計画及び総量規制基準の策定について」という資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、諮問書をご覧ください。水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、総量規制に関する策定について貴審議会に意見を求めるものでございます。裏側に諮問理由がございますのでご覧ください。

水質総量規制につきましては、人口及び産業が集中し、水質汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善をはかるため、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量の総量を削減する制度でございます。伊勢湾につきましては、昭和 54 年以來 6 次にわたり汚濁負荷の総量削減計画が策定されてまいりましたが、一層の水質改善が必要であるということから、国の中央環境審議会におきまして、平成 22 年 3 月に対策を継続することが決定されたところでございます。

このため、平成 26 年度を目標年度とした第 7 次総量規制に係る三重県の総量削減計画、これと総量規制基準を策定するにあたりまして、貴審議会の意見を求めるものでございます。

資料 1－2 に「水質総量規制制度」についての資料がございます。

制度の概要でございますが、閉鎖性海域に流入する汚濁負荷量の削減目標と目標年度等を定めて、計画的な水質保全対策を推進するものです。水質汚濁防止法の改正によりまして、制度化された昭和 54 年以來、6 次にわたって科学的酸素要求量(COD)の汚濁負荷の削減を中心として実施されてきました。

枠組みといたしましては、中ほどをご覧くださいまして、対象水域は伊勢湾を含みまして、東京湾、瀬戸内海が指定されてございまして、項目として COD と、現在は窒素とリンにつきましても削減の対象となっております。

その下を見ていただきますと、総量削減基本方針というのがございますが、流れといたしまして、環境大臣が基本方針をまず定めるということになってございまして、それに基づいて総量削減計画を策定すると。これは、各都道府県の責務ということになっております。

この計画に基づきまして、3 つございますが、事業の実施、総量規制基準を適用していくということと、削減の指導をする、というような流れで総量規制がなされるというようなことでございますが、今回諮問させていただきましますのは、総量削減計画と排水量 50 m³/日以上工場事業場について適用します総量規制基準を策定していくということについて諮問させていただいたものでございます。

下の表にありますように、第 1 次から第 4 次までは COD が対象となっておりますが、平成 13 年からの第 5 次以降は窒素、リンも対象として挙がっております。今回の第 7 次につきましては、国が定めます基本方針が 23 年の 4 月に出る予定でございます。それに基づきまして 23 年の 10 月までに総量削減計画を策定したいと考えてございます。基準の適用は 24 年の 1 月を予定してございます。

めくっていただきまして、地図があると思いますが、これは全国の中での総量規制がかかっている、対象となる都府県がこういう形になっております。

2 ページの第 7 次水質総量規制の在り方でございますが、第 7 次のあり方については平成 21 年 2 月から中央環境審議会におきまして審議されてございまして、平成 22 年 3 月に答申がなされました。審議の結果、東京湾、伊勢湾及び大阪湾については環境基準の達成率が低いということと、大規模な貧酸素水塊が発生しているということで、今後も水環境の改善を進める必要があるとされてございます。

3 枚ほどめくっていただいて 8 ページをご覧ください。水質の状況は、見ずらくて申し訳ございませんが、中ほどに太線のひし形の折れ線グラフが全国の海域の水質における環境基準の適合状況でございます。ご覧のように、先程申し上げた 3 つの水域、四角のもの

が伊勢湾なんですけど、伊勢湾はずっと40～60%という環境基準の適合率でございまして、この中でも適合率から言うと伊勢湾が一番低いという状況になっております。

伊勢湾のCODの環境基準でございますが、下に全窒素及び全りん環境基準達成率も併せてお示しさせていただいておりますが、よく似た傾向になっております。

伊勢湾につきましては、今まで6次の総量規制を実施する中で河川の水質という面では環境基準の適合がここ数年は90%以上という形で、河川の水質は結構良くなってきていますが、なかなか伊勢湾の水がきれいにならないという現状がございまして。そういった現状をもって、国の方で7次の総量規制をやっていくというふうに審議会で答申がなされている状況でございまして。

次に、3ページに戻っていただきたいと思いますが、総量削減計画というのとはどういうものかと申しますと、先程申し上げました環境大臣が定める削減基本方針に基づきまして、都府県別に定められた汚濁負荷量の削減目標を達成するために講じる施策に関する計画でございまして。全ての汚濁負荷の発生源について計画的に削減対策を講じるために、各都府県知事が当該計画を策定するというものでございまして。

ちなみに、第6次の総量削減計画について表にお示しさせていただきましたが、COD、全窒素、全りんとも21年度を目標年度といたしました総量規制に係る削減計画については施策を実施してまいりました結果、まだ暫定値ではございますが、21年度実績で目標値を達成しているという状況でございまして。

もう1つ4ページに総量規制基準値がございまして、これは今から定めていく総量規制の基準値でございまして、産業系から発生する汚濁負荷を削減する方途の一つとして、工場事業場が遵守すべき総量規制基準値を定めて、指定地域内の一日当たりの平均的な排出水量が50 m³以上の特定事業場に対して遵守義務を課していくというものでございまして。Lが規制基準値でございまして、Cは業種区分・時期区分毎に知事が定める値で、それにQ:届出最大水量をかけたものということで、今回定めさせていただくのはCの値ということになります。

また、参考データといたしまして、5ページ以降に汚濁負荷の推移でございまして、別添の資料といたしまして第6次の総量削減計画を資料1-3、資料1-4-1、4-2、4-3とございまして、それに基づく規制基準値ということで資料を添付させていただきました。このご説明は省略させていただきたいと思っております。

説明は、以上です。

(内田会長)

ありがとうございました。今の説明に関しまして、何かご質問はございでしょうか。

(馬岡副会長)

第6次で全部クリアされているということで、素人で変な質問かも知れませんが、それぞれの工場に対策が進んで下がったものと、21年度ですから、景気が落ちて総合評価が落ちて総量が下がっているというようなことはないんですかね。

(渡辺室長)

今はですね、21年度の数字は確定している状況でございまして、委員がご指摘のように、

確かに景気の関係で水量が落ちているというようなところも否めないかなと思います。

(吉岡委員)

ちょっと初歩的な質問で申し訳ないんですけど、ここで使われている m^3 とトンというふうに使い分けをされているんですけど、なにか手法があるんですか。

(渡辺室長)

水量につきましては m^3 という形でございます。削減する汚濁負荷量については、CODなどは単位としてグラムで出てきたものをトン換算しているということでございますので、物質の量と容量の違いというわけです。

(吉岡委員)

トンと m^3 の間には換算係数っていうのはあるんですか。

(渡辺室長)

4ページのことですか。

(吉岡委員)

4ページも排出量 50 m^3 とか出ているんですけど、別に換算係数はもってないんですか。統一されるのがいいんじゃないかなと思うんですけど。

(渡辺室長)

排水量につきましては、 m^3 、水の中に含まれる汚濁負荷のものにつきましてはグラムで表されるのですが、これについては数字として少ないものですから、結果としてほぼイコールになってくるという形になりますので、換算係数等は使っておりません。

(吉岡委員)

ということは、1 m^3 は1 トンということですね。

(渡辺室長)

そういうことです。

(吉岡委員)

わかりました。できれば統一された方がいいかなと。

(渡辺室長)

排水量は1 m^3 なんですけど、汚濁負荷は少ないですけどもグラムになっておりますので、それに排水量をかけて出すと質量になります。

(内田会長)

専門的で集中的な議論を進めていった方が効率的というふうに思いますので、審議会の

中に部会を設置したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声)

(内田会長)

では、部会で今後議論を深めていただいて、今後それを審議会に出していただいて、もう一度議論をさせていただきたいと思います。部会の設置について、三重県環境審議会条例第7条に基づいて部会を設置して、審議を進めていただきたいと思います。

部会の専門委員については、これも、県の環境審議会条例第7条第2項により会長が指名すると定められております。そこで、副会長と事務局でこの部会委員案を作成しましたので、ご提案をさせていただきます。配っていただけますか。

ここに挙げさせていただいた4名の皆様。太田清久委員、田島雅敏委員、田中晶善委員、田中正明教授、この4名の方で部会を組織して、そこで議論を進めていただいて、案をまとめいただくという手筈で進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(内田会長)

それでは、その部会で進めていただくことに決定いたします。

それで、次回に部会からの案が提出されると思いますので、その案を元に審議を進めていくということにさせていただきます。

それでは議題2ですね。これも水質に関係していることでございますけれども、「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」ということでございますけれども、これにつきましても事務局から説明させていただきます。

(渡辺室長)

続いて、渡辺から説明をさせていただきます。

次に、資料2「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」という資料をご覧ください。

諮問書もお手元がございますが、同じように水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき審議会に意見を求めるものでございます。裏側に諮問理由がございますのでご覧ください。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準につきましては、平成15年11月に水生生物の保全に係る水質環境基準が追加設定されております。水生生物の保全に係る水質環境基準では、水生生物の生息状況の適応性に応じて水域類型が設けられているところでございます。

この水域類型の指定につきましては、2以上の都道府県の区域にわたる水域であって、環境基準にかかる水域及び地域の指定の事務に関する政令で定める水域については国、それ以外の水域については都道府県が指定を行うこととされてございます。

このため、当県の水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型を指定するにあたりま

して、貴審議会の意見を求めるものでございます。

資料の2-2をご覧ください。水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定についてでございますが、まず水質環境基準というのは公共用水域の水質汚濁に係る環境基準というものがございまして、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として定められてございます。その中には、人の健康を保護するというので「健康項目」と、生活環境の保全に関する環境基準「生活環境項目」という2つがございまして。

水生生物の保全に係る水質環境基準は、水環境における生態系の保護、生物多様性の確保等の観点から、平成15年から新設されたものでございまして、現在、環境基準といたしましては「全亜鉛」の1項目が定められております。

水生生物の保全に関する項目の累計の区分につきましては、中ほどの表にございますように、淡水域に生息する魚介類が、冷水域と温水域では異なっているということがございまして、水温を因子として生物A及び生物Bの大きく2つに分かれてございます。生物A類型のほうが良好な水質に対応するものとなっております。

また、それらの産卵場ですとか、感受性の高い幼稚仔等の時期に利用する水域につきましては、それぞれの特別域の区分として生物特A、生物特Bという類型が設けられているところでございます。淡水域における水域類型に対応する主な魚介類といたしましては、2ページの上の表にございますのでご覧いただければと思います。

次に、類型のあてはめについてでございますが、先程の諮問理由の中にもありましたように、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準そのものは、環境基本法第16条第1項に基づいて国が定めるということとされております。それぞれの水域に対応する類型あてはめについては、政令で定めるものを除きまして、知事が行うものとされております。

このたび、知事が、類型指定しようとする河川につきましては、次の3ページの表にございますように、全部で43河川を予定しておりまして、この43河川につきましては、下の方に説明がございまして、現地調査と既存資料の調査、ヒアリング調査を実施しまして、現在とりまとめをしているところでございます。現地調査につきましては、水質・水温、あるいは水域の構造、魚介類の生息状況、産卵場等の概況調査ということで調査を実施しております。

また、めくっていただいて、別紙2という資料がございまして、ここに国及び他県の状況ということで、国が類型指定する河川のうち三重県関連河川として4河川、5水域について、平成21年11月30日に国で類型あてはめがなされたというものでございまして、下の表は河川につきまして他県の状況といたしまして、国も含めて467水域が類型指定されているところでございます。

また、参考資料といたしまして、次のページに環境基本法等の関係条文と参考2としまして現在の公共用水域の水質汚濁に係る環境基準、1で27項目の健康項目、2(1)アの河川についてAAからEという類型の中での水素イオン等につきまします基準値があります。

次のページのイに15年に追加されました生物Aから生物特Bについてを示しております。

なお、参考資料3といたしまして、亜鉛の法規制あるいは用途・製造量等につきまして資料をつけさせていただきます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

(内田会長)

ありがとうございました。この件について、何かご質問がございますか。

(中嶋委員)

ちょっと教えていただきたいんですけど、例えば宮川については特Bだったということですね。特Bの地域としてこの審議会が指定した場合、どういう行政的な部分の政策に反映していくのか。

対して、住民のみなさんとか企業活動にどういう影響、そのあたりどういう展開になっていくのかちょっとよくわからないんですけども。その辺りをちょっと教えていただけませんかでしょうか。

(渡辺室長)

まず指定しますと、環境基準を守るということでどういう施策をするかという中で、まずモニタリングという形で実際に調査をしていくことが必要であると。それが仮に守られていない場合については、生活排水対策であるとか、地域にあります工場事業場排水の規制・指導であったり、おっしゃられたように農業や漁業での指導といったものを総合的に実施していくと、いうことを考えております。

(中嶋委員)

ありがとうございます。

(村田委員)

1 ページの表を見せていただきますと、実際の基準値は、全ての類型で同じになっているんですけども、これは実際指定する意味はどれくらいあるのかっていうことと、今後この類型で特AっていうのはAよりも低い基準になるところだと思うんですけど、そういったものが策定される前段階として、今の基準値は今後変わっていくのかという点をご質問したいのですけれども。

(渡辺室長)

現在、項目が指定されておりますのは全亜鉛1項目ということでございますが、この検討にあたりまして、国の方でももっと多くの物質を検討しておりました。

それで、こういった生物Aと生物Bというところで、生息する魚類等が違うわけでございますから、こういったものとかエサになる魚類といったものの毒性のデータを見ながら、その毒性から評価をして基準を実際に計算して、評価値として定めていくという状況でございます。この亜鉛については、たまたま一緒の値になっていると。

検討している中で、他にも3項目ほど基準値が設けられているものがございますが、それについて濃度がAとBで変わっていたり、あるいはこれは河川でございますが、国が指定するような伊勢湾の海域については、海域の類型で多少数字が変わっているような状態です。

その今後の見込みでございますけど、やはり毒性であるとか、魚介類に対するそういうものが今後明らかになってきたりしたときに、この数字でいいのか悪いのかという議論が

当然出てくるでしょうし、他の物質が追加されるということで、これは変わっていく可能性があるのご理解ください。

(内田会長)

この2ページに淡水域における水域類型に対応する主な魚介類で、我々が一番よく食べられると思われるアユが入ってないけれど、アユはどういう位置づけになっているんですか。

(渡辺室長)

アユについては動くと思うのですが、そこにだけいるというわけではないと思いますので、指標とする魚類というところからは外れているんじゃないかなと思います。

(内田会長)

AにもBにも関わっていると。それを言ったら、ウナギなんかでも動くんじゃないの。位置づけをどうするのかっていうのも、専門的に議論をした方がいいと思います。

部会を創ってそこで議論を深めていただければと思っております。先程と同じように、環境審議会条例第7条に基づいて部会を設置したいと思いますけれどもいかがでしょうか。

(異議なしの声)

(内田会長)

それでは条例に基づきまして、部会を設置したいと思います。また、これにつきまして、委員は、副会長、事務局で部会委員案を作成いたしましたので、皆様にご提示をお願いいたします。

委員の案といたしまして、岩田政司教授、田中晶善委員、田中正明教授、宮崎多恵子准教授、この4名の方に部会の委員としてお願いしたいのですがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

(内田会長)

それでは、4名の中で部会長を決めていただきまして、審議をお願いしたいと思います。

また、この件につきましても、次回の審議会で案を出していただきまして議論をしていただきたいと思っております。それをもちまして、出来ましたら知事に答申を出すというところまでしたいと思います。

続きまして、議題3「三重県環境基本計画について」の審議を進めてまいりたいと思います。これも非常に深い議題でございますけれども、まずは事務局から説明していただきます。

(岡村室長)

それでは議題3「三重県環境基本計画について」ということで、私からご説明申し上げたいと思います。

この議題につきましては、平成22年1月21日付けで、三重県知事から審議会に諮問さ

せていただいたということでございます。本件は、専門的な事項の審議でありますことから、本審議会に環境基本計画部会を設置していただきまして、この部会において大変熱心にご議論をいただいているところでございます。

本日は、環境基本計画部会から太田清久部会長代理様にご出席をいただくとともに、部会での審議内容につきまして、ご説明をいただきたいと考えておりますが、それに先立ちまして、事務局から環境基本計画策定に係る今後の進め方につきまして、お願い申し上げたいことがございますので、まず、そちらにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。

環境基本計画につきましては、以前にスケジュールをお示しさせていただきました中で、本日の審議会におきまして、委員の皆様にも最終案の形でご審議をいただくというのを予定しておりました。

しかしながら、現在、県で総合計画でありますとか、中期の実行計画等の政策でありますとか、施策の方向性が再議論されるというような可能性が生じている状態になっております。

このため、私ども事務局で検討させていただきました結果、本県の新たな体制でありますとか、方向性が明らかになって、環境保全の取組に対する考え方が新年度にしっかりと固まった時点で、それも含めまして、委員の皆様にお示しさせていただきながら、ご議論をいただく方がより望ましいということになりまして、今年19日に開催させていただきました環境基本計画部会において、この旨をご提案させていただきました。継続して審議をお願いしたいということで、ご提案を申し上げまして、ご了承いただいたところでございます。

このような経緯もございまして、環境基本計画につきましては、当審議会におきましても、引き続き審議ということにさせていただきまして、本日のご審議につきましては前回の審議会以降に実施いたしました県民の方からのご意見、パブリックコメントの内容でありますとか、県内の市長等からいただきましたご意見等を反映して対応しました内容の議論を中心にご報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

説明につきましては、以上です。

(内田会長)

ありがとうございました。本来ならば今日、最終案を提示するところでございましたけれども、更に充実した計画案を策定したいという、部会の希望でございます。

したがって、これを継続審議ということで皆さんにご了解をいただきたいという、事務局からの説明でございましたけれども、皆さんいかがでしょうか。継続審議ということでもよろしいですかね。

(異議なしの声)

(内田会長)

次回ないし次々回に最終案を提示していただくという手筈で進めていただくとお思いますけれども、といっても、何の説明もないというのも、いささか我々としても困りま

すので、中間報告というような格好で、少し説明してもらったらいいかと思いますので、事務局、太田先生にもご説明をお願いしたいと思います。

(岡村室長)

ご了承をいただきましてありがとうございます。

それでは改めまして、環境基本計画部会の審議状況につきまして、大田清久部会長代理様にご出席いただいておりますので、太田様からご説明をお願いしたいと思います。

(太田部会長代理)

ご指名に従いまして、部会長代理の太田から説明いたします。

今回は、前回の中間案に、パブリックコメント及び市町からのご意見を反映、なおかつ検討を加えまして、修正を加えた部分につきまして、その概要をご報告申し上げたいと思います。

環境基本計画(案)の資料3-1をご覧ください。修正した箇所として、まず、基本計画案の5ページをご覧ください。現行の計画による取組結果と課題というところで、真ん中のところに赤く書いてあるところがございます。これが前回の中間報告から変わっているところがございます。この場合、温室効果ガスの排出量は最新のデータで2008年度の実績の値+3.3%ということがございます。それから以後、この計画案の変更点については赤字で示してございます。

それでは早速、パブリックコメントをいただいたわけですが、資料3-2をご覧ください。そこの1の(2)に書いてありますとおり、平成22年10月15日から11月15日まで、県民の方々からご意見をいただくということで、計35件のご意見をいただきました。

このご意見に対する対応ですけれども、一番下のところに書いてございますように、計画案に反映するものとして35件中2件、今後対応するものとして2件、すでに計画に反映されているものが19件、ご意見の反映が困難なもの6件、その他6件の案について、それぞれどのように反映したかについてご説明申し上げたいと思います。

なお、赤く修正した部分については資料3-2のA3の用紙にまとめてございます。それに沿ってご説明申し上げたいと思います。

まず、計画案に反映するものとして2件ございます。番号1でございますけれども、ここでは環境学習・環境教育の推進ということで、ご意見をいただきました。この案を「日常生活行動も含めて」という形に本文を訂正して修正して記述してございます。

それから次に、(2)でございますけれども、これは計画の施策体系に関するものでございます。これは資料3-1の20ページをご覧ください。左から2列目の基本目標のIIの「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」と書いてございます。この(1)の「生物多様性の保全および持続可能な利用」の下の生物多様性保全活動の促進を更に分解いたしまして、自然保護地域、鳥獣保護、外来種、動物愛護、こういう項目に細かく分けたらどうか、というご意見をいただきました。

この基本計画では、主な取組とその基本的な方向を記載することとしているために、ここでこのように細分化することは控えたいと部会では考えております。従って、この取組の分類分けについては、推進計画の中で検討することにいたしました。

再びA3の資料3-2に戻ってください。(2)今後対応を検討するものとして2件ござい

ますが、4に里山の保全の見直しが必要です、というご意見があったわけですが、見直しの意図が書かれていなかったために、どのように見直しをしたらいいかはっきりしないということで、里地里山保全活動に関しましては、昨年12月に生物多様性保全活動促進法が公布されました。

従いまして、地域連携保全活動の枠組みの中が変わりつつあることから、これまで自然環境保護条例の里地里山保全活動計画の認定制度によって、団体等の活動を支援してきましたが、今後は、法律の内容を踏まえ、必要に応じて里地里山の保全活動を促進するという仕組みを検討していきたいと思えます。

次に、(3)すでに計画案に反映されているもの、これは、すでに中間案に出ていたんですが、19件出てきたわけでございます。1つの例として5の計画の構成についてです。ご意見では、基本目標Ⅱの「自然と共生し」の後に生物多様性を守るという文言を書いているかどうか、というご意見をいただいたわけですが、その右側の列に意見に対する考え方が書いてございます。記載したとおり「自然と共生し」の中には生物多様性を守るという意味も入っているので、重ねて記載する必要はないと考えました。

更にA3の次のページのすでに入っているものの中で10、11、12、13、15、18、20、これは、各項目に生物多様性の保全に配慮するように記述するという内容が入っております。これも先程申し上げましたけれども、個別項目にまで生物多様性の記述をすることは控えたいと考えております。

他の項目について、例えば、16 森林等の公益的機能ということなんですけれども、この森林整備において野生生物の専門家を活用して、とかこういうご意見が書いてあります。これは17、19、21、22、23については、各種取組に生物多様性の保全に資する方策について同じようにご提案をいただいているわけですが、16を含めてですね、現行案での趣旨はそれに適う形で、すでに中間案の中に盛り込んでいるため必要ないと部会では判断いたしました。

それから次のページにいきまして、(4)ご意見の反映が困難なもの6件で、24の施策体系ということで、Ⅱの項目の中の生物多様性の保全および持続可能な利用について、「持続可能な利用」を抜いたらどうかというご意見ですが、これに対する部会の考え方としては、生物多様性の保全が意味するものは、単に多様性の保全のみならず、生物の多様性を保全し、持続可能な利用もあってこそ、私たちのいのちや暮らしを守ることができる事実を認識・理解することが大切であるということから、あえて持続可能な利用を加えております。

なお、生物多様性基本法の地方公共団体の責務についても、地方公共団体は、基本原則にのっとり生物多様性の保全および持続可能な利用に関し等、施策を策定しおよび実施する責務を有するというふうに記載されていることもございまして、現行案どおりにしたいと思えます。

それから25は、単なる情報発信は保全活動にはならないとのご意見。それから26は分けて考えて変えてはどうか、というご意見。そして27は、環境保全活動団体を自然環境に限定せよ、というご意見です。28は、研究活動の充実を求めるものでございまして、29は委員会に県民を加えてはどうか、というご意見でした。

これらのご意見に対しては、それぞれ右の欄に記したとおりでございまして、現行案に基づき考え方によりまして、整理したほうがよいとの部会での議論でございました。

以上が、パブリックコメントを考慮した上での修正箇所及び説明でございます。

次に、市町村長からの意見の結果なんですけれども、同じくお手元の資料3-3に記してございます。回答期限が11月15日で、方法といたしましては文書照会の上、県内8地域で説明会を開催して、ご意見をいただいたわけでございます。具体的には、津市、亀山市からご意見をいただきました。意見の内容は下に書いてありますとおり、計画案に反映するものとして7件、すでに計画案に反映されているものが1件、それからご意見の反映が困難なもの2件、その他のご意見1件ということで、計11件のご意見をいただいたわけでございます。このご意見に対する修正及び反映等については、次のA3の用紙にまとめてございます。

まず、計画案に反映するものとして7件、このうち1、3、6、7については表現方法に不正確な点があったことから、ご指摘いただきましたので修正をしたわけでございます。残るうち2は、地球温暖化の防止というわけなんですけれども、県民自発的行動のきっかけというのも重要ではないか、とのご意見でございます。この趣旨を考慮いたしまして、県民の自主的な行動を促していくことも重要という旨を記述いたしました。

次に、4地球温暖化の防止ということで、市町との連携も加えては、というご意見があったわけなんですけれども、それをもって修正をしたものでございます。

5の里地里山の保全において多くの人が問題意識を持ち、関心をもつように普及・啓発をしたらどうか、というご意見でございます。これに対してもご指摘を踏まえまして、普及・啓発の取組を新たに加えたわけでございます。

次に裏にいきまして、(3)ご意見の反映が困難なものでございます。9で、国が示した森林林業再生プランに即した方向性をこの計画案に示してはどうか、というものですが、これに対する部会の考え方としては、生産林では林業生産活動を通じた森林の公益的機能を維持・向上させるため、林業の活性化を推進していることから、プランの趣旨に即した内容を「施策の基本方向」に記載するよう修正いたしました。

しかしながら、一方でこの計画は、環境保全のための基本的な取組方向を示すものであるため、林業振興のための具体的な取組については記載しないとの考え方から反映しませんでした。

以上が、市町長からの意見の概略でございます。

それから、その他の修正点は、パブリックコメント以外の理由でもって修正を行った部分がございます。主なものをご説明いたします。

資料3-1の10ページに昨年10月に名古屋でCOP10が開催されたわけなんですけれども、その記述を下のところに書いて、COP10に関する記述を反映して修正いたしました。

22ページをご覧ください。「三重県地球温暖化対策実行計画」、この計画に沿って、22ページの赤くなっている案件を修正、つまり加えたわけです。

それから24ページをご覧ください。一番上の廃棄物対策の推進の施策の目標の中も、のちほどご審議していただく案件に関連しておりますので、「三重県廃棄物処理計画」に沿って修正を加えた、つまり整合させたということでございます。

37ページに、「森林等の公益的機能の維持確保」の施策の目標ということで、赤く変わっているわけなんですけれども、現行の「三重県の森林づくり基本計画」の趣旨を加えたものでございます。

次に44ページの真ん中をご覧ください。この環境教育の部分なんですけれども、昨年策

定された「三重県教育ビジョン」、これに沿って、赤い部分を修正したものでございます。以上が、前回ご報告申し上げました中間報告以降に変わっているところでございます。

(内田会長)

ありがとうございました。環境基本計画について、詳しくご説明をいただきました。

それから、パブリックコメントに対する対応についてもお話をいただきましたけれども、何かご質問はございますか。

(水谷委員)

事務局から県の審議の提案があって良としましたので、他計画との整合性について確認をしておきたいのですが、この計画自身が個別計画の上位計画ということですから、このあと審議される「廃棄物処理計画」や温暖化関係の実行計画についての上位計画ということになって、基本計画自身を継続にする理由は、平たく言えば、次の知事がどういうビジョンを持って環境政策を行うかということに基づいてくるから見直そうということだと思います。

従って、基本計画をもう一度審議会で新知事のもと、審議するという状況になった時はその下位計画も見直すのか、というのが1点。

もう1点は、この資料の56ページ、この計画の推進の3の財政上の措置についてです。本計画に掲げられた環境保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めますという2行で終わっていいものなのかどうかということ。この辺りをご説明いただけますか。

(太田部会長代理)

最初の質問はそのとおりだと思います。

それから、財政的な部分については事務局からご説明いただきたいんですけども。

(辻副室長兼企画員)

ご指摘のように、環境保全の取組を進めるには所要の予算とかそういったものも必要になってまいります。このため、基本計画に盛り込んだあらゆる項目については、必要な予算を措置していただくよう、我々ももちろんですけども、努めていくということではあります。

ただ一方で、無限に財政がというわけでもございませんし、全てのことが出来ればそれに越したことはないんですが、本県ではこれまで選択と集中と申しまして、優先度や緊急度を見ながら、環境保全のために最も必要なものがあれば優先してやるべきものを中心に措置せざるを得ないということもございまして、今こういう表示にさせていただいております。

ご指摘のとおり、できれば必要なものは措置をしたいという思いがあって、それは他の部局もまた環境の部局も合わせて、引き続きご協力・ご理解・ご審議をいただくようお願いしていくと考えております。

(内田会長)

今、太田部会長代理の説明で、基本計画としては、流れとしては皆さん満足できるものだ、ただこれをどうやって実現していくかっていう工程表を必ず作るとか、そういう文言をどっかに入れとかなないと、これは玉虫色の計画で作る、実際実施はどこまでできるんだと。

今お答えになったように、財源も限られているから、何を優先的にやっていくかという工程表を基本計画の中に入れなくていいですけど、計画の中で必ず工程表をつくるとか、中期目標・中期計画でこの期間内に実現すべきというものをどこかに入れるべきだというぐらいの文言は1つぐらい入れといてもらわないといけないのではないのでしょうか。

事務局どうですか。

(辻副室長兼企画員)

ありがとうございます。会長がおっしゃったように、兼ねてから、この計画の中に推進計画を盛り込むということで記載をしております、この推進計画は10年の基本計画のもとに4年間ですね、中期的な計画ということでその取組を盛り込むことにしております。

その中では、おっしゃるように、財源の担保も含めまして、それを加味しながら、何を優先的にやっていくかということを決められていくであろう、大きな県政全体の方向性も踏まえながら整備をしていきたいと、このように思っております。

(吉岡委員)

単純な質問ですけど、「里海」という思想がここに入っていないような気がするんですけど、やはりこれからも進んでくると思いますし、三重県もかなり海に面していると思いますので、そういうことから「里地里山」と同じように言葉だけでも入れてもらったらなと思います。よろしくお願いします。

(内田会長)

どうですか。志摩市なんかでは里海ということで、情報発信しているようですので。太田先生はじめ、事務局はどうですか。

(辻副室長兼企画員)

ありがとうございます。冊子の33ページをご覧いただきたいんですけども、施策の基本方向の一番上の生物多様性の保全活動の促進の一番下をご覧ください。「豊かな海の恵みを取り戻すために、県民が主体となった里海の保全のための取組を促進します。」という形で書かせていただいております。

(吉岡委員)

できれば、里地里山等と書いてあるんですけども「里海」というのもきっちり入れてもらって、後ろの説明資料にも入れてもらったらいかがかな、と思います。

(内田会長)

もっと位置づけを高めてくれと、こういうことだと思います。それは出来るだろうと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

一応これで環境基本計画についての審議を終わらせていただきたいと思います。
また今後、いい環境基本計画が出来ればと思います。

— 休憩 —

(内田会長)

議題4「三重県廃棄物処理計画について」の審議を進めていきたいと思います。
まずは、事務局から説明していただきます。

(岡村室長)

それでは、議題4「廃棄物処理計画部会について」ご説明申し上げます。

この案件につきましても、平成22年1月21日付けで、三重県知事から三重県環境審議会に諮問させていただきました。本件は、同様に専門的な事項の審議でありますことから、本審議会に「廃棄物処理計画部会」を設置していただきまして、この部会において大変熱心にご議論をいただいているところでございます。

このたび、お手元の配布資料のとおり、最終報告をとりまとめていただきました。そこで、本日は、前回に引き続きまして、廃棄物処理計画部会の竹内恒夫部会長様にご出席いただくとともに、部会での審議内容についてご説明いただきたいと存じますけれども、よろしいでしょうか。

(内田会長)

はい、どうぞ。

(岡村室長)

それでは、竹内部会長様、ご説明をよろしく申し上げます。

(竹内部会長)

廃棄物処理計画部会の部会長の竹内でございます。よろしくお願いいたします。

本日も、これまでの部会の審議結果をお手元の資料4なんですけれども、その4-1「三重県廃棄物処理計画最終報告」ということで取りまとめをいたしました。

本日のご報告にあたりましては、資料4-2、後ろの方にあります4-3、4-4でございますが、これを中心にご説明させていただきます。

まず、資料の4-2の1ページをご覧ください。これまでの審議経緯、経過についてご説明させていただきます。昨年1月21日に知事から諮問がありました「廃棄物処理計画」の策定について、審議会からの付託に基づきまして、本部会ではこれまで、昨年2月から12月にかけて、5回にわたり部会を開催し審議を行いました。部会での審議にあたりましては、三重県の廃棄物の現状や課題をふまえて、低炭素社会、あるいは自然共生社会に向けた取組とも連携しつつ、更に3R、適正処理を推進していくための計画等の審議を行いました。

このうち、第4回までの審議の状況につきましては、昨年9月本委員会に中間報告といたしまして、皆様方にご報告させていただいたとおりでございます。その後、昨年10月

から 11 月にかけて、県民の皆様へ中間案のパブリックコメントを実施いたしました。本日は、このパブリックコメントの概要、そして、その結果を踏まえた最終報告を取りまとめましたので、ご報告いたします。

それでは、資料 4-2 の 2 ページをご覧くださいませでしょうか。計画の中間案から、パブリックコメント等による変更点を中心にご説明させていただきます。まず(1)にあります、中間案に対する意見募集の結果と対応についてご説明申し上げます。意見募集は、中間案を対象といたしまして、昨年 10 月 15 日から 11 月 15 日までの間、三重県のホームページに掲載した他、関係団体、市町については文書による意見照会を行いました。その結果、ここにございますように 33 件、県民から 10 件、企業から 5 件、団体から 18 件のご意見をいただきました。

また、いただいた 33 件の意見はその内容にございますように、答申案に反映するもの 4 件、事務事業の実施の段階で対応するもの 9 件、反映済み等の理由から、参考意見として扱うもの 7 件、その他 13 件という内訳でございます。

続きまして、このパブリックコメントの結果によるものも含めまして、中間案からの変更内容につきまして、ご説明させていただきます。

一つ目は、ここにございますように、今、一般廃棄物の目標達成状況につきまして、実は、まだ目標年次がきていないのに、すでに目標を達成しています、という記述になっていました。それにつきましてご意見をいただきましたので、平成 20 年度実績においては目標を達成しております。20 年度の実績ということで、修正いたしました。

二つ目は、事業団による最終処分場の整備につきまして、「廃棄物処理センター事業」として表記というご意見をいただきましたので、修正をいたしました。

それから、3 ページ目をご覧くださいませでしょうか。三つ目は農業や鉱業から排出される産業廃棄物の取り扱いでございます。畜産農業から排出される家畜糞尿、あるいは砂利採取にともない発生する鉱業の汚泥です。これは、三重県では、通常の産業廃棄物の処理体系と異なるということから、これまで、これらの産業廃棄物についてはデータから除外した扱いをしてきました。一方で、国では、農業や鉱業からの産業廃棄物も産業廃棄物ということで対象としておりますから、農業や鉱業から排出される産業廃棄物廃棄量も対象として扱うということで、数値目標等、必要な修正を行ったところでございます。

大きく四つ目でございます。産業廃棄物最終処分量でございますが、農業と鉱業を含める取り扱いとしましたことによりまして、最終処分量に関する数値目標を変更しました。

また、この取り扱いにより、主に鉱業からの汚泥量が増加し、数値目標値の根拠に関する記載方法もあわせて、一緒に修正いたしました。

以上 4 点が、パブリックコメント等の結果から修正した内容でございます。他にも主な変更といたしましては、ごみに対する県民の普段の取組方法や考え方に対して実施いたしました、アンケート調査の結果がまとまりましたものですから、調査結果を追加的に記載しております。一般廃棄物の資源化率につきましては、資源化量の将来予測を的確に行うため、資源化全体で行っていた推計を再生利用や熱回収等の資源化別の推計に改めたことより、予測値や目標値を変更しています。

それから、国の基本方針というものが、昨年 12 月に出されましたことに伴いまして、数値目標等における国の基本方針と三重県の計画との比較等について、追加的に記載いたしました。

続きまして、資料4-4、横長でございますが、ここの4ページをご覧くださいませうでしょうか。計画の目標値につきましては、変更箇所を先程のような理由で変更いたしました。4-4の2ページから3ページにかけて、4つの施策の取組方向がありますが、それぞれ数値目標を設定しております。Iのごみゼロ社会の実現の資源化率は、資源化量の将来予測を変更したこと等により平成27年度の予測値、目標値を修正しております。

取組方向IIの産業廃棄物の排出量、産業廃棄物の再生利用率、産業廃棄物最終処分量は、先程ご説明いたしましたような、農業と鉱業からの産業廃棄物を対象としたことから修正しております。それに伴いまして、補助指標である最終処分率についても修正しております。

以上、簡単でございますが、9月の段階でご報告申し上げました、中間案からの変更点でございます。

最後に、部会で審議を行ってまいりました。部会としての意見を述べさせていただいております。それは本体の方、資料4-1の表紙の次のページでございます。

部会意見といたしまして、廃棄物処理計画の策定者となる三重県におきましては、今後新たな廃棄物処理計画に盛り込まれた各施策について、単なる計画だけにとどまることなく、責任を持って積極的な展開をはかり、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理をさらに推進するとともに、低炭素社会や自然共生社会の形成に向けた取組とも連携しつつ、循環型社会が構築できるように一層進められたい、という部会の意見を載せさせていただきました。

この審議会におかれましても、会長から知事への答申の中にも、この部会意見を取り入れていただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(内田会長)

はい。竹内部会長、ありがとうございました。今の中間案から一部変更した最終案について、ご意見を賜りたいと思います。

(吉岡委員)

この最終案の46ページ「3-2-2 産業廃棄物の3Rの推進」この真ん中付近に、(1) 産業廃棄物の排出抑制等に向けた計画と書いてあって、この2行目に“WRG”に自主的な取組を推進し”って書いてありますね。これは非常に大切なことだと思うんです。その“WRG”という用語解説を後ろに追記してもらったらいかがかなと思うんですけど。

(内田会長)

どうですか、竹内部会長、用語解説の最後に“WRG”。

(岡本室長)

はい。用語解説の方の13ページをご覧くださいませうでしょうか。

(内田会長)

13ページの2番目に。

(岡本室長)

廃棄物リサイクルガバナンス “WRG” と表記しまして、これはもともと経産省によりますガイドライン化されました廃棄物管理上の概念でございまして、ガイドラインでは、社内体制の構築、幅広い関係事業者を含めた体制構築、自社の取組状況の情報発信・情報共有がWRG構築のポイントとされているということで、用語解説の中に入れてさせていただいております。

(吉岡委員)

どうも失礼いたしました。ちょっとよく聞いていなかったもので。“WRG” ばかり探しておりました。

(竹内部会長)

46 ページでいきなり “WRG” が出てくるわけではなく、39 ページにございます。日本語表記がありますが、39 ページの 4 行目に廃棄物リサイクルガバナンスが “WRG” ということが書いてあります。さらに用語解説もございます。46 ページにいきなり出てくるわけではございませんから、位置づけとしては、できていると思います。

(馬岡副会長)

よくわからないので、ちょっと教えていただきたいんですけど、先程の説明で資料 4-4-4 の 4 ページですけども、補助指標の最終処分率が、実績値が 4.4%、平成 27 年が 2.0% と逆に下がった形になっているのですが、これはどういうことなのか説明していただきたいと思います。

(竹内部会長)

基本的に最終処分率は下がった方がいいです。

(馬岡副会長)

最終ゼロということですね。

(朴委員)

膨大な資料をこれだけまとめていただきまして、ありがとうございます。

私としては一つ、一番最後の 95 ページの進捗管理において、非常にざっくりと、シンプルにまとめてあるんですけど。一つ伺いたいのは、PDCA サイクルを回す時に三重政策評価システムというのが、第三者評価なのか、県の内部監査としてなのか、それがちょっとわからなくて質問するんですけども。

もしこれが、内部監査に値するものであれば、第三者評価を行う必要があるだろうというふうに思っています。これが第三者評価システムであれば、それはそれでいいと思うんですけども。ここにわかりやすくシステムの図みたいなものが出来ていれば。

三重政策評価システムというのが後ろに用語解説にもなっているのですが。内部監査なのか、第三者評価なのか、ちょっと全くわからないようなことになっておりますので、次

の見直しも含めて大変重要な部分だと思いますので、この部分に関してどのように考えたらいいか、それをご説明いただきたいです。

第三者評価ということでないならば、第三者評価という視点も入れていただきたいという要請も併せていかがでしょうか、という提案なんですけれども。

(内田会長)

お答えいただけますか。

(岡本室長)

はい。この計画で循環型社会の構築に向けまして4つ取組方向を設定いたしまして、その各々に代表的な数値目標というものを設定しております。その数値目標達成に向けまして、取組方向を具体化するための、その後の施策を展開することといたしております。その施策ごとに代表的な指標として、補助指標を設けております。4つの取組ごとに設定いたしました数値目標を達成するためには、各施策を展開していくこととなります。

先程申しましたように、県の総合計画というものがございしますが、そちらの計画との整合を図りますので、その総合計画の中で成果と確認と、議会への報告の中でしっかりご指摘もいただきながら、進捗管理を行っていきたいということで、整理をいたしました。

(朴委員)

私の質問は、内部監査なのか第三者評価なのかを聞きたいわけです。

(高沖総括)

失礼しました。14 ページのこのところでは、わかりにくいですが、いわゆる評価者が一年間の分析・整理をするということで、基本的に評価者というのは、県の内部ということです。これについては、後のシステムは、岡本室長が申しした議会へ公表して云々ということでございますけども。

委員がおっしゃる第三者機関を設けて、きちんこの計画を進捗管理していくんだというご意見に対しては考えさせていただきますけれども、先生がおっしゃるのは、廃棄物処理計画だけに関しての第三者機関を設けて評価すればどうか、というところだと思うんですが。例えば、他にも計画がございしますので、それらの計画もあわせて評価する機関か、これだけの機関かという、ちょっと逆にご質問したいんですが。

(朴委員)

どういう趣旨で質問したかということ、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物があって、一般廃棄物はどちらかというと市町が窓口になって処理をしていくと。

それから、そういう部分を考えてときに、県だけの組織での数値目標を達成しましたか、しませんでしたか、それだけの数値目標に関する達成度は評価できるのかも知れないけれども、これはそういう数値目標がどうなったかというよりは、いかに県民を動かして、廃棄物抑制に繋げていくようなもの考えたのか。

これは、循環型社会という竹内部会長がそういうふうにおっしゃられているので、そこから考えたときに、せっかくな案が出来ているのに対して、これを運用して行って、そ

これを評価するようなどころに関しては、県内部だけのものになっていくと、それが一般廃棄物というところで実際に市町が窓口になっているところの部分などを踏まえて、県はどのような形での仕組みで次のPDCAをまわして、更なる廃棄物抑制につなげていくのが見えなかったから、その趣旨で質問した訳なんです。

(高沖総括)

まず、一般廃棄物の評価と仕組みで、これまで、これからどうしていくかというところなんでしょうけれども、現段階での計画の中には、現在、ご存知のごみゼロプラン関係がございまして、委員会でのいろんな評価をしていただいております。

ただ、今後、どのような方向展開になっていくのかということは、今後の施策のあり方、一般廃棄物に対する県の対応のあり方も含めて、政策評価の見直しがあるかもわからない。そういう中での議論になるかと思うんです。今後も続いていくのであれば、そういった別途プランの委員会で、この廃棄物計画の中の一般廃棄物を具現化した内容についての具体的な政策について、一定の評価はしていただいているところでございます。

そういったものは、引き続いて活用していくことで、第三者の評価をいただくと。それは、一般廃棄物については、そのように考えておりますけれども。

産業廃棄物に関してはどうなのか。これも、私たちの関係する産業廃棄物の協会とか、いろんな県外部の方のご意見もいただきながら、計画については進捗管理するつもりでございますので、単に県の内部だけで、全部を済ませようと、そのようなことは思っておりません。それをきちっと形にして仕組みにして、今回5年間の計画をどのように進めていくかは、仕組みの中で位置づけていく必要があるかと思っておりますので、そこは、きちっとさせていきたいと思っております。

(朴委員)

よくわかりました。そういうふうにしていただきたいのですけれども、簡単に申しますと、どういうことかという、例えばこれだけのいろんな計画が立っていて、三重県が県庁を含めて率先実行としてこういうことをやりますよ、という項目があって、だからこうなんだと言った場合には、内部監査なり、内部評価も十分できるのですが、全県的なことを考えたときには、やっぱり第三者評価を入れた方が次に繋がるような、いろんなPDCAサイクルが回るの、そのことがないのは寂しいかな、という感じがしましたので。その部分を一つのメカニズムとして考えていただけたらどうでしょうか。

最終案ですので、ここで改めてということは申しませんので、次のところの部分の仕組みにおいては、いくらでも第三者評価を入れようと思えば出来るわけでありまして。仕組みのことは、今後の課題として結構ですので、考えていただきたいということ。一つのことを申し上げるという形で位置づけだけで結構ですので、よろしく申し上げます。

(高沖総括)

ありがとうございました。先程、部会長からも説明させていただきましたように、実効性ある計画でなければいけないということは、肝に銘じておりますので、貴重なご意見として承っております。ありがとうございます。

(内田会長)

はい、よろしいですかね。まあ、その廃棄物処理計画としてはこの最終案を認めると。あと、評価については、第三者評価っていうのは、これはまた後の中で考えたらいいことだろうとは思いますが、議会にも掛けないといけないし、公表もするというのも通して、評価っていうことを、やっていただければいいことではないかなとこういうふうに思っています。

この最終案を承認いただけますでしょうか。

(承認)

(内田会長)

これを承認させていただきます。部会の意見でいうことは、先程のことでも同じことですけれども、実施するにあたって、どうやって工程表に載せてやっていくかということ必ずきっちりやってくれということは、私から知事への答申のところの文面に入れさせていただくということでよろしいですかね。竹内部会長、それでよろしいですか。

(竹内部会長)

はい。よろしくお願いたします。

(内田会長)

知事への答申の際に、中にこの文言を部会からこういう意見があったということを明記させていただいて答申するというので、ご了承いただけますでしょうか。

(了承)

(内田会長)

それでは、この件に関しては、竹内部会長をはじめ廃棄物処理計画部会の皆さんに、大変熱心にご議論いただきありがとうございました。部会長をはじめ、委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

それでは、議題5でございます。「三重県地球温暖化対策実行計画について」審議を進めていきます。まずは、事務局から説明してもらいます。

(岡村室長)

それでは、議題5「三重県地球温暖化対策実行計画について」ご説明申し上げたいと思います。この案件につきましても、平成22年1月21日付けで県知事から本審議会に諮問させていただきまして、専門的な事項ということで、本審議会に「地球温暖化対策実行計画部会」を設置していただいております。

この部会につきましては、本審議会の委員でもいらっしゃいます朴委員様に部会長に就任いただきまして、大変ご熱心にご議論いただいているところでございます。

そこで、本日お手元に配布資料のとおり、部会での審議状況について取りまとめたいただきましたので、本件につきましても同様に朴部会長様から、その内容についてご説明い

ただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

(岡村室長)

それでは、朴部会長様よろしくお願ひいたします。

(朴部会長)

温暖化対策実行計画部会の部会長を務めさせていただいております、朴です。

最終案にはまだ至っていません。国の温暖化に対する対策というものが、まだ定まっていないということもありまして、やっと三重県としての中間報告に値するものでありまして、今日ここで報告させていただきまして、認めていただくということであれば、パブリックコメント等で、最終案というものは、次の過程になっております。

それにいく中間案というような位置づけで、報告させていただきます。皆さんの手元には資料5-1、5-2という2つの資料がお配りされていると思いますけれども、71ページの長いページでありますので、簡潔明瞭に要素、要素の重要なところを説明させていただきます。どうかご審議をよろしくお願ひします。

ちょっと、省かせていただきまして、第3章31ページからの部分で説明を始めさせていただきます。三重県の温室効果ガスは、ご存知のように京都議定書に定められている温室効果ガスが6つあるんですけれども、三重県は、その中で二酸化炭素が約9割以上を占めているということもありまして、ここでは主に二酸化炭素というような形で、考えさせていただきます。と思っています。

今、どういうようになっているかということ、2008年段階で90年レベルに比べると既に14%増えています。それから、人口規模と産業活動ということ踏まえて、私たちがここで考えている中期目標としての到達年度というものは、2020年を考えておりますが、今のよう形で進んでいきますと、大体3千万トンの二酸化炭素が排出されるということになっておりまして、90年度に比べると16%増えるというふうに予測しております。

32ページのところに棒グラフがありまして、色分けしておりますけれども、これが各セクター別、部門別の二酸化炭素がどれだけ排出されているのかということを示しております、特に一番右側、一番直近のデータとして2008年のデータ。それから、目標年度側の2020年を両方ご覧になっても、ほとんど部門別の割合というものは変わっておりません。つまり、民生部門において業務部門、民生の家庭部門、運輸、そういったものは非常に伸びる割合が高いんだ、多いんだということが、おわかりかと思ひます。

ただ、全体のセクター別から見たときの二酸化炭素排出量というものは、日本全国は製造業などの産業部門で大体35%前後なんですけれども、三重県は、北勢地域を中心とした産業が非常に活発ということもありまして、6割を超えていることになっております。

ただ、伸び率から見たときの、民生部門、運輸部門に関するものが非常に大きいというのが、今、私たちが2008年、それから2020年を見据えたときの一つの特徴的な部分であります。

ちょっと省かせていただきまして、35ページをご覧いただきたいと思ひます。こういったようなバックグラウンドを考えて、じゃあ三重県は、2020年までにどれだけの二酸化炭

素を減らそうとしているのか、という削減目標なんですけれども、真ん中あたりに黄色く塗られているところが、結論に値する部分であります。

2020年度における三重県の温室効果ガス排出量は、1990年比で10%削減となります。この10%削減の中に、森林吸収量2%を含めておりますので、各セクターごとの削減量は8%というふうになります。その両方を足し算して10%削減ということになります。2005年比で考えた場合には20%になります。

ここで90年比、それから2005年比を括弧付けで書いておりますけれども、部会としては京都議定書で定められている基準年度が1990年であること、それから日本の中期目標も2020年に90年比で25%というふうになっていることから、90年度比で考えましょうというふうになっています。

ただ、三重県は2003、2004年、亀山市を中心とする液晶関係の部分等で、かなり増えているということもあります。それから、私たちが色んなシュミレーションしたときのデータに用いてやっているようなものが2005年ということ。それから、90年に比べると私たちの毎日の生活において、タイムスケールで考えた時に、あまり遠い昔のように考えてしまうことも有りうるということもありまして、2005年比を併記して考えていきたいということで、20%削減ということも書かせていただきました。

そういうことで考えたときに、でも実際には2020年まで、今までの考え方でいくと16%増えるだろうという形になっていきますので、その部分を差し引いて更に10%削減というのは、正味26%以上削減しないとこの目標は達成できないということを理解していただければと思います。かなり厳しいものであります。

具体的には、36ページに表で、数値で赤色で塗られていたり、それから黄色で塗られております。その間に1990年比での削減率パーセンテージ、2005年比の削減率、この数値をクリアして初めて、90年比10%、2005年比20%が削減できますよということです。その中で、何回も繰り返して申し訳ないんですけども、民生部門の家庭と、民生業務の部門において、少なくとも40%~50%、そういったような半分以上減らさなければ出来ないと踏まえているものであります。製造業が実際には排出量が多いにも関わらず、民生部門に「減らせ、減らせ」としわ寄せがあるような印象を受けるかもしれないですけれども。

実質上こうなんですよ、ということが、私たちの生活の中で（公共交通などの社会）インフラがあまりできていないところからの車の使用。それから、世帯数が増えていくことによる民生部門における温室効果ガスの増える分。それから、延べ床面積が増えることに関わる業務部門というのは、どうしても、こういうふうになっておりますので、かなり厳しいものになっております。

そういう形で減らして、減らして、10%、20%というふうになっているんですが、それは何のためのものか、という一つの未来のビジョンを示しています。40ページをご覧くださいと思いますけれども、第4章、これを減らして目指す将来のイメージというものを、やっとなんかこういふことができますよということなんです。

言うまでもなく低炭素社会というのは、環境立国日本の21世紀の一番重要な柱の一つでありまして、三重県もそれに先駆けたものとして考えなければならぬということにおいて、私たちは、また、さらに3つの柱を立てました。

暮らしにおいては、「こころ豊かなスローな暮らし」。まちづくりにおいては「みんなで

取り組むエコなまちづくり」。ものづくりにおいては「低炭素なものづくり」。つまり、エネルギー消費を極限状態まで減らした中での生活や、まちづくりや、ものづくりということを考える2020年ビジョンでありますよということでもあります。

具体的にどういうことをやっていくのかということなんですが、第5章にロードマップが書いてありまして、43ページをご覧いただきたいと思います。大きな基本的な視点というところでは3つあります。

意識から行動へというふうになっておりますが、2004年度、2008年、2009年にかけて、県民へのアンケート調査、事業者へのアンケート調査をさせていただきました。大体回収率は40%~60%を超えている高い回収率があるんですが、そこは「わかっている」と。温暖化は大変だし、環境への取組が必要だということを知っているんですが、意識は高いけれども、直接行動へは、なかなか結びつかないというのが三重県のアンケートからわかった一つの特徴的なものでありましたので、基本的には、意識をどうやって直接行動に結びつけるのかというのが、基本的な姿勢と考えております。

それから、各セクターがバラバラでやっていたのではシナジー効果が生まれにくいということで、協働連携をとにかくやっていると。そこで、後ほど説明させていただきますけれども、県民もさることながら、事業者、行政、そこに県民というところの中での部分においては、特にNPOを非常に重く考えたい。それから大学とか学校、そういったところの部分で、意識を変えるために、やっぱり環境学習教育が大事なので、そういうところは横の軸として、全てのところを繋げていくようなものとして連携ができるようなメカニズムを考えたいという取組であります。

それから、資源の有効活用。それは先程、太田先生や竹内先生からお話がありましたように、三重県の環境基本計画や廃棄物、その他、新エネルギーを、私たちが考えたときにあらゆるところのものを有効活用する、というところの部分に関わるだろうというふうに思っております。44ページからは基本的な取組を5つ出させていただきます。

まず、事業者による自主取組を促進したい。どうやってインセンティブを与えるのかという部分でありますけれども、評価公表制度をとらせて、こういうことを公表することによってイメージアップに繋がるような部分で取組を促進していきたいということ。

45ページにおいては、各主体がどうやって連携を組んでいくのかということへのイメージ。47ページにおいては、特にインフラが弱い自動車交通において、エネルギー利用効率をどうやって上げていくのか。48ページにおいては、新エネをどうやって導入促進していくのか。49ページには、人づくり。環境教育を通じて人をどうやってつくっていくのか。

10%、20%を達成するためには、こういったような基本的な取組5つがしっかりタッグを組んだときに、初めて可能なものになるんだ、ということが書かれてありまして。それから、50ページから具体的なことが書かれてあります。

読んできていただいているだろうということで、細かいところの部分は省略させていただきます。その次、どういう形でこの計画をこれから推進していったら、どのようにPDCAサイクルを回して見直しをして、実現可能なものにするのかということが70ページ。

これは最後になる部分なのですが、第7章に書かせていただいております。72ページに模式図を書かせていただきました。

私たちが考えたのは、やっぱりこれは行政だけでも、事業者だけでも、県民だけでもできないということなので、今は仮称でありますけれども、「三重県地球温暖化対策実行計画

推進委員会」、けっこう長い名前でありまして、これをシンプルかつ的確な表現に変えたいのですが、今のところ仮称として考えております。

これが、これから、私たちが策定した実行計画を率先して進めていく一つのシンクタンクであり、母体であり、こういうところの部分が認識共同体としてやっていくものにしたいたなど。そこを構成しているのが全てのセクターであると。そういうことが回っていったときに、低炭素社会が実現できて、私たちが考えているような数値目標が達成できるだろうということと考えております。そのあとは、用語解説などが書かれております。

最後になりますがA3の横長の5-2は、今、申し上げました、72 ページに至る部分を一つのものとして表現をしていくと、こういうような、5-2のような資料になるということでもあります。

最後に、もう一度申し上げますけれども、三重県が今後2020年までに温室効果ガス排出量をどれだけ削減するかという目標は90年比で10%。それには、森林吸収源が2%入っていて、2005年比に考えると20%削減ということになりまして、こういうことが書かれています。あらゆる取組がタッグを組んで成り立つんですよ、ということを知りやすく、ここにビジュアルに記しておりますので、どうかご審議のほどよろしくお願いいたします。

(内田会長)

はい、ありがとうございます。これは、地球温暖化対策の実行計画となっておりますので、かなり具体的な数値目標があがっておりますし、その後の、工程についても示されております。

今の段階では、あくまで中間報告ということでございますので、今後、パブリックコメント等でいろんな意見をいただいて最終案に取り掛かるといいう手筈ではございますけれども、この段階で、何かご意見ございますでしょうか。

(木村(京)委員)

すみません。質問も兼ねてなんですけれども。計画は、県民が見るといいうことも念頭においての要望なんですけれども。

例えば4番の他のところにも出てくるんですけれども、産業部門とか、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門、いろいろ分けてある。産業部門はある程度わかるかと思うのですが、民生業務と民生家庭部門というのでは、どう違うのか。これは、私のような素人が見たときに、どこをどういうふうに分けてあるのか、よくわからないので、やっぱり県民に協力していただくにあたって、このあたりの説明も必要ではないかなとちょっと思いました。

それからあと確認なんですけれども、この分厚い方の56ページなんですけれども、8と9に環境学習の推進というのと、環境教育プログラムの推進というのがありまして、環境学習と環境教育がどう違うのかというそのあたりですね。こう分けてあると違うようにもとれるので、これはたぶん、受ける側か、する側かぐらいの違いではないのかと思うんですが。

例えば、先程の環境基本計画ですか。あちらは環境教育・環境プログラム、そういう並列にもなっていましたので、そのへんの表現を工夫された方が、解りやすいのではないかなと思いました。

もう一点だけ、すみません。41 ページなんですけれども。将来の姿というところで、非

常にわかりやすくイメージをつくっていただいていると思うんですが、将来の姿の一番上と二番目に、徒歩と自転車で暮らせるまちが形成されているというのと、公共交通機関や自転車が積極的に利用されているというのがあって、非常にいいことだと思うんですが、私が読んだ範囲では、自動車のことは、例えば、電気自動車を使うとか。いろいろ低炭素な、そういう自動車社会というか、そういうふうなものは出てくるんですが、一向に徒歩とか自転車に関しての施策というのが見受けられないような気がしまして。

このあたりを、ここに将来ビジョンとして出すのであればもう少しあってもいいんじゃないかと思いました。要するに、交通公共機関が少ないところは、自動車に頼らないといけないので、電気自動車とかハイブリットとか、そういうふうに進む必要があると思うのですが、街中では自転車道の整備ですとか、もう少し自動車に頼らないものがあるのもいいんじゃないかと思いましたので、またご検討をお願いしたいと思います。

(朴部会長)

非常にありがとうございました。民生業務部門、例えば学校だとか、病院だとかそういったようなところの部分をちょっと解りやすく括弧書きでも書かせていただくことにいたします。

それから、三重県の将来ビジョンで非常に頭の痛いところが、おそらく会長から話があると思いますけれども、三重県は、インフラがかなり厳しい中で、公共交通機関、あるいは、自転車、歩きということで、どこまで生活ができるのか、産業活動ができるのか、そういうことでいろいろありました。

そこを、私たちも、結構いろいろ議論があった中で、こういう表現になりましたけれども、そういったような部分で歩けるところはなるべく歩いてエコ通勤をしていくとか、そういうところの部分は、他のページには、かなり細かく書いてあったのですけれども、コンパクトにまとめる部分には、若干説明が足りない部分もあろうかなと思います。工夫をさせていただきます。

最後に、環境学習と環境教育は、どういうふうになっているのか。おっしゃるとおり横並びの形になるんですけれども、ただここで、私たちは、これが最終案じゃないということもありまして、ちょっと考えたかったことが、今まで環境学習を推進してきた、三重県環境学習情報センターともっと協力できるような形でできないかということも考えておりました。

そういう部分と、各小学校、中学校、高校でやっているようなもので、9番の環境教育プログラムがどういうものだったかというところ、教育のプロである学校だとか、大学だとか、実際NPOだとか、今、企業も一緒にやっていくというところもありますので、三重県らしさということ踏まえて、四日市公害もありましたし、より環境人材を育てるためのいろんなノウハウがあるような人たちがまず集まって、三重県らしい環境教育プログラムをまず作ってみよう。そこをどういうふうに推進していくのか考えていきたいなということだったので、おそらく、こういうふうな表現にすると、私たちが考えたものが、正しく伝わるかどうか。

ちょっと言葉が足りなかったかなという気がいたします。こういう部分についても、パブリックコメントのあとに若干修正があらうかと思っております。

ありがとうございました。

(内田会長)

はい、他。はい、どうぞ。

(田中(正)委員)

実は、計画部会の委員も務めておりました、計画部会の委員がこんなことを言うてはいけないと思いますし、それから事務方の皆さんからの中間の意見を求められた件があったのですが、忙しくてちょっと目を通してなくて、出来なかった、という大変失礼な部分があった。

今から申し上げることは、個人的なつぶやきぐらいに聞いていただいて、ご参考にしていただければというふうに。委員の一人としては、心苦しいものですからご理解ください。

M-EMSについては、ここではいろいろ書いていただいておりますが、実は、私は、M-EMSを所管しております、今、皆さんの環境活動の中でCO₂の削減がどのくらい行われているだろうかという捕捉の作業に入っております。

3月には、結果がまとまると思いますので、中小企業における環境活動のCO₂の削減ということが捕捉できてくると思うんですが、一つはそれが出たからといって、どうするかという問題を、どう考えるかということが一つあるんです。

そのときに大きく考えないといけない問題は、先程、産業部門の問題もありましたけれども、実は、産業部門が、能力的にもう乾ききった雑巾を絞るようなものだということが多々ございます。

ですが、中小企業においては、設備投資の能力も技術もないものですから、今からもし中小企業が設備投資が可能であれば、大幅な削減方法があるだろうという部分、あるいは量的にも数が多いわけですので、それはできるのではないかという思いが少しあるんです。

先程のM-EMSの捕捉活動がそこへつながっていけばいいかなという思いをもっております。

一方で、日本型排出権取引というのがございますね。そちらで幾つかの、例えば東京大学の電気の節約はどこかの、コンビニなんかのチェーン店に代わるとか、買うという話がございますけれども、今のところ、個別取引でマーケットができていわけじゃないんですけれども、その個別取引の話をいろいろお聞きしましたが、買う側の需要はゼロ。

要するに、売る側が一生懸命これだけ削減しますよと計画を出したり、実績を上げてこれだけ減ってきているので買って欲しくないかと、それでようやく買う側が検討しようかという状況になっている訳です。

何を言いたいかと言うと、先程の産業部門というのが、今、申し上げたように大企業と中小企業とでは、全く体系の意味が違う部分があると。一方で、買う側のニーズがないということであれば、もう少し産業部門は乾いた雑巾ではなくて、負荷がかかってもいいんじゃないのかと。要するに、それを買う理由を作ることですね。

中小企業あるいは家庭で排出を削減したとして、削減してそのあとどうするのかという問題も含めて考えたときに、買う側の提供する原資の方も必要です。家庭の、あるいは中小企業の削減という問題も含めて。

ですが、買う側のニーズというのですか、それも考えなきゃいけないのではないのかなと。じゃあ、それをどうするんだという、負荷をかけるっていうことになるのかなとい

うような、個人的な想いをもっております。

本当は、計画部会の委員であるので、そこらへんを詰めてお話すればよかったなという思いも、今M-EMSのそういう捕捉作業もやっているものですから、その結果とどうするかについていうことを考えたときに、そういう方向付けを、中小企業の皆さんにも提案していくんだらうなど。

要するに、削減できたものはクレジット化するようなことを考えましょうよ、とかですね、同時に今、国の施策の方でも、逆に設備投資によるCO₂の削減ということに対して、数々の施策も出始めてきておりますので、そういうものも、また取得の事業者さんの削減につなげていける仕組みにしたいなど。

削減はいいのだけれど、家庭での削減もいいのですが、やっぱりその後どうするのかという問題を考えたときに、買っていただく、あるいは、買うようなクレジット化が必要になってくるでしょうし、そのクレジット化をしたところで、そのクレジットをどこかで買うようなニーズを作っていかなきゃいけない。乾いた雑巾であつても絞るといふような発想ではなくて、要するに、地球全体の温暖化防止の活動の中で、産業側も、もうちょっと負荷をみてもらって、それを、もし、できないのであれば中小企業なり、あるいは家庭なりで削減におけるものを買っていただくような仕組みづくりをちょっと検討する必要があるのではないのかなという思いがあります。以上です。

単なる個人的な想いと思ってください。

(内田会長)

はい。わかりました。最後に吉岡さん。

(吉岡委員)

ちょっと勉強不足で申し訳ないかもわからないですけど、森林吸収量の2%というふうに、ここでは出ているんですけども。これは、木の成長段階で、計算されたものなのですか。

(朴部会長)

よろしいでしょうか。三重県は、森林率が約65%と、結構いい森林のカバー率なんです。三重県においては、樹齢が多い木が多いということと、伐採も含めて森林管理をどういうふうにしていくのかということ、特に環境森林部が、いろいろな形で計画の形をやっております。そういう部分で、さらにいろんなガイドラインというところの部分もふまえて、もし更にプラスされる部分があるということであれば、非常に有り難いというふうに思っておりますが。

今のところ、まあ厳しく見たときに、今おかれている状況や、今のガイドラインで計算をすると、2%ということになるのではないかなということです。

(内田会長)

はい。ありがとうございました。これは、今のご意見もふまえて、少し中間報告の案を、一部語句の訂正とか、加えるというのは、これは中間案を会長、副会長、部会長との間で調整させていただくということで、ご了解いただきたいと思っております。

部会で、もうちょっと今の田中委員の話もありますので、詰めていただきたい。パブリックコメントが出たときに、10%の削減では困ると言われたらどうするのかな、という思いもあるんだけどね。

なかなか難しい問題も絡んでいるので、そういうところのコメントをもらいながら、部会の中でももう少し最終案に向けて議論を納めていただければというふうに思います。

これで、最終案の策定は次回ということで。いけますかね。次回か、次々回か。

(朴部会長)

会長に部会長としてのお願いは、この中間案は、今まで5回会議を開催させていただきました。インセンティブをどういう形で考えるのかということに関しては、正直に、わからないことが多すぎです。

気持ち的には、数字をいくらでも上げようと思えば上げられるんですけども、出来るか、出来ないかというところのアン・ノウン・ファクターが多すぎるといものの中から必死で頑張っ、ここはやるんだという形で出しましたので、これ以上のことをまだ部会にもって来てあったとしても、おそらく変わらないと、部会長として思っています。

そういうことですので、まず、国がきちんとした形で国会に通してほしいですね。わからない、そういうようなものの中からやっているの、まず私としては、部会でフォーマル、インフォーマルで議論は継続していきますけれども、一旦ここで認めていただきまして、パブリックコメントを出させたい、決して(目標数値が)低い、高いのというところではなく、質を見ていただきたいと思っております。決して、恥ずかしいものではありません。

そういうことで、是非とも会長にお願いしたいのは、中間案を認めていただきまして、パブリックコメントを出させていただきまして、私たちはそれに並行して部会での議論をやっていくということで、努力しますので、この場では中間案を通していただきたい。

パブリックコメントに回していただきたいということをお願いさせていただきます。

(内田会長)

それは、皆さんも了解してくれたから、中間案としては認めることは、やぶさかではありません。パブリックコメントが出たときに、そのコメントをどうやって取り入れるかというのは、なかなか難しいですよ、ということを行っているの。

国として、あんまり国がどうのこうのと考えるよりも、三重県として、どう対応するかということで、考えていただいたらいいというふうに思いますし、朴さんお得意の県民を巻き込んで情報発信をしていくという、こういう取組を是非考えていただければ。

(吉岡委員)

ちょっと最後に。

(内田会長)

先生、これで最後にしましたので。

(吉岡委員)

資料なんですけれども、やっぱり一ヶ月ぐらい前にほしいのですけれど。

(内田会長)

それは、事務局のほうは、どうですか。資料を一ヶ月前ぐらいに渡すということ。

(岡村室長)

部会で検討したうえで修正し、またお渡しするという作業がございますので。

ちょっと一ヶ月前は厳しいので、早くで一週間前ぐらいで努力はしていきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくをお願いします。

(内田会長)

なかなか大変な作業なので、できるだけ早くお送りさせていただくということではあります。なかなか一ヶ月前というのは、難しいかもわかりませんので、そこはご理解をいただきたいということがございます。

以上で、今日予定しておりました審議は終了させていただきます。本当に長い時間、皆さんご協力をありがとうございました。

(岡村室長)

はい。ありがとうございました。特に事務局からその他事項はございません。

内田会長様、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては熱心なご審議をありがとうございました。

閉会にあたりまして、辰己部長から一言ご挨拶申し上げます。

(辰己部長)

どうも、委員の皆様方に、大変ご熱心に審議いただきまして誠にありがとうございました。議題1の第7次総量規制に係るもの、議題2の水生生物の保全に係る件、これにつきましては、本日、部会の設置をご了承いただきました。部会委員の皆様にご審議をお願いしたいと思っております。

それから、第3の環境基本計画、とびまして議題5の三重県地球温暖化対策実行計画につきましては、皆様からいただきましたご意見をもとに、引き続き部会のほうで、ご審議継続をいただきたいと思いますと思っております。

議題4の三重県廃棄物処理計画につきましては、本日もご審議いただきました内容をもとに答申をいただき、計画策定に向けた作業に着手していきたいということがございます。

それでは、内田会長様、青木副会長様、馬岡副会長様をはじめ、委員の皆様、そして、太田部会長代理様、竹内部会長様、朴部会長様に深く感謝を申し上げまして、お礼申し上げます。

(岡村室長)

ありがとうございました。

これもちまして、平成22年度第2回三重県環境審議会を終了いたします。

以 上